

第 8 回 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関するアドホック 公開作業部会 (概要)

平成 21 年 11 月
外務省地球環境課

1 議論の枠組

- (1) 生物多様性条約・第 8 回 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関するアドホック公開作業部会が、11 月 9 日(月)～15 日(日)に、カナダのモントリオールで開催された。

各条約締約国の代表のほか、UNEP、FAO 等の関係国際機関、原住民族、環境 NGO など、約 480 名程度が出席した。我が国からは、外務省、経済産業省、特許庁、環境省、農林水産省から合計 19 名が出席した。

- (2) 議論は、昨年 5 月の COP 9 決定 12 で採択された ABS に係る国際的枠組 (International Regime : IR) についてのオペレーティブ・テキスト案に沿って、項目ごとに次の 3 段階で進めることとされているが、今回の作業部会では全ての項目について各国の意見が出揃い、第 2 段階までの議論を終了することができた。

第 1 段階：各国から提出された意見を広く盛り込んだテキストを作成。

第 2 段階：意見の収れんが見られないテキスト部分を括弧で括る。

第 3 段階：意見の収れんを図り、テキストの括弧書きを削減する。

- (3) 今回は、「伝統的知識」、「能力開発」、「法的性格」の各項目が新たに議論されたほか、「利益配分」、「アクセス改善」、「遵守」の項目について更に議論を深めた。

(項目ごとの議論の状況)

(イ) 「目的」、「範囲」→ 第 7 回作業部会 (本年 4 月、パリ) で第 2 段階まで議論。今回は議論せず。

(ロ) 「利益配分」、「アクセス改善」、「遵守」

→ 第 7 回で第 2 段階まで議論。今回も新たな意見提出を踏まえて第 2 段階までのテキストを追加、充実。

- ① 「伝統的知識」、「能力開発」

- 今回新たに議論し、第2段階まで議論。
- ② 「法的性格」 → 今回新たに議論したが、各国の意見表明にとどまり、テキストは作成せず。
- (4) また、今回の会合では、上記項目のいずれにも属さない横断的な事項（具体的には、(ア)「伝統的知識」、「不正利用」など用語の定義、(イ)IRの規定に係る遵守メカニズム、(ウ)各規定を実施するための資金メカニズムなど）が新たに提起され、テキストの議論は次回の作業部会以降に行うことが確認された。
- (5) 7日間の議論を終えて、会合の報告書が採択されたが、上記(3)のオペレーティブ・テキストの各項目に係るテキスト、上記(4)の横断的な事項に係るテキストは、それぞれ報告書の付属文書1、2として添付された。
- (6) 今後の交渉の進め方としては、第9回作業部会を明年3月22～28日に開催することが決定されている（開催地はコロンビアのカルタヘナが候補地だが資金面、安全面での課題から未だ確定せず）が、第9回作業部会までの間に、少人数での会期間会合を2回開催することが合意された。

第1回：議長の友会合（来年の1月末～2月初めの3～5日間）

共同議長が主要交渉国を任意に18カ国選定。

今後の交渉上の主要課題の特定、意見収れんに向けた方策を検討。

議論の概要は報告書として各国に配布される。

第2回：地域間非公式会合（3月16～18日の3日間）

国連5地域（アジア太平洋、アフリカ、中南米、東欧、欧州・北米）から各5カ国を選定。

議長の友会合の結果報告のほか、用語の定義など横断的事項を議論。

議論の結果は第9回作業部会での議論に活用される。

なお、我が国は、いずれの会合にもCOP10主催国として出席が認められることが確認済み。

2 議論の概要

(1) 「遵守」

EUが、「不正利用 (misappropriation)」に関する新たな提案を提示。具体的には、「遺伝資源の不正利用」を遺伝資源提供国の国内法に抵触して遺伝資源を入手することと定義した上で、利用国政府は、そのような不正利用が自国民により行われぬよう未然に防止する対策を講じるほか、不正利用が自国内で行われた場合には制裁的な措置を含む対策を講じることとしている。ただし、提供国の国内法がIRで別途定める遺伝資源アクセスの国際アクセス水準に適合していない場合には、これらの対策を講じる必要はないとしている。また、国際的な認証制度については、遺伝資源提供国が与える事前同意をもって認証がなされたと見なすとしている。

このEUの提案については、新たにテキストに盛り込まれたが、我が国ほか先進国の一部が今後議論していく姿勢を示した一方で、ブラジル、ナミビアほか途上国の多くは、否定的な反応を示し、特に「不正利用」の定義に対して同意できない、またEU案以外の多くの定義案を提示して別途議論すべきとの考えを表明した。

このほか、メキシコから、本IR上の義務に関する各締約国の遵守状況を判定する委員会を設立する旨の提案がなされたが、これは分野横断的な事項であると判断されて、今回は議論されず次回以降の議論に持ち越された。

その他の論点については、特許の出所開示請求も含めて特に議論がなされず、普及啓発の具体策、国際認証の具体項目、情報交換の手法などについて、新たな内容がテキストに追加されたにとどまった。

(2) 「利益配分」、「アクセス改善」

EUが、国際アクセス水準について、遺伝資源提供国は自国の国内法がIRで別途定める国際最低基準に適合していることを自ら判断した上で、条約のクリアリング・ハウス（情報交換場所）に国内法の詳細を情報提供する旨の提案を提示。従来から国際アクセス水準に否定的な反応を示している途上国の多くは、この提案に対しても同様に否定的な反応を示した。

このほか、メキシコから、遺伝資源提供国がアクセス提供に関して従うべき手続基準を策定するとの提案がなされ、EU、我が方が関心を示したが、ブラジルほかの途上国からは、各国が従うべき手続基準についてはアクセスだけでなく他の項目についても横断的に議論すべきと主張され、今回は議論されず次回以降の議論に持ち越された。

その他の論点については、遺伝資源提供国に対する事前同意の申請に際して求められるべき情報について詳細な項目が新たに途上国（ブラジルが代表するメガダイバース同土国）から提案され、テキストに盛り込まれたなど、新たな内容がテキストに追加されたが、特段の議論はなされなかった。

（３）「伝統的知識」

途上国（特にブラジルが代表するメガダイバース同土国、ナミビアが代表するアフリカ諸国）から、遺伝資源に関連する伝統的知識について、利益配分、事前同意制度などで遺伝資源それ自体と同様の扱いをすべきとの考え方に立つ提案が多くなされ、テキストに盛り込まれたが、EU、加、我が方ほか先進国は条約の規定上の異なる扱いを踏まえて両者の峻別を明確にすべきとの考えで対応した。

また、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国内制度の制定に当たっては、国内の原住民・地域社会の意識決定への参加を十分に促すべきとの考えに立つ提案が多くなされ、テキストに盛り込まれた。

このほか、「伝統的知識」の定義については「遺伝資源」、「不正利用」など他の用語の定義と併せて分野横断的に扱うべきとされて、今回は議論されず次回以降に議論が持ち越された。

（４）「能力開発」

途上国（特にメガダイバース同土国、アフリカ諸国）から、遺伝資源の利用と利益配分に関する途上国への支援の重要性が強調され、その支援策の項目をテキストに列挙する提案が多くなされた。EU、我が方、加ほか先進国は、具体的な義務を負わない限り一般的な努力義務であれば応じる余地はあるとの対応をし、未だ多くの括弧付きながらテキストに盛り込まれた。

途上国からは、新たな基金その他の資金メカニズムを構築すべきとの提案がなされたが、EU、我が方ほか先進国は、途上国支援が必要な条約上の課題が多い中で遺伝資源に関連するものについてのみ資金メカニズムを別途設ける必要性が見いだせず、既存のスキームで対応すべしなどを述べて、否定的な対応をした。

（５）「法的性格」

初日の全体会合で、各国が自国の見解を順次述べたのみで、テキストの作成等の作業は行われなかった。多数の途上国が、IRに法的拘束力を持たせることに賛意を示し、議定書として合意すべき旨述べたのに対して、加、我が方、EU、豪ほか先進国は、IR全体の法的拘束力の是非は具体的なテキストの内容を

見て判断すべき旨述べた。

これらの議論を受けて、作業部会の共同議長は、締約国全体の認識に関する自らの所見として、COP10での合意内容を予断するものではないが、議定書の採択を目指して議論を進めるべきとの見解が支配的であるとの考えを表明した。

(5) 横断的事項

「不正利用」の定義について、EUが提示した考え方のみがテキストに反映されることを懸念したブラジル、ナミビア、マレーシア等途上国は、定義の議論は時期尚早であり、今回の作業部会以降のタイミングで議論を進めるべきと主張。これに対してEUは、COP9で合意されたテキストの項目に「不正利用の国際的な理解」の項目は既に存在しているとして、今回の会合で議論すべき旨を強く主張。

この問題の解決をめぐることは、我が方、EU、加、ブラジル、ナミビア、マレーシアの6カ国が、共同議長の下で非公式の協議を進め、「不正利用」ほか用語の定義など横断的な事項は、今後別途議論を進めることで合意を成立させた。用語の定義のほか、IRの実施、運用などに関連する横断的な事項については、今回の会合では議論せず、今後各国からの更なる提案を待つて次回以降に議論を持ち越すという整理がなされた。これらの横断的事項には、用語の定義のほか、(イ) レジームの実施を確保するための資金メカニズム、(ロ) 各国のアクセス提供に関する国内手続等が含まれることとされている。

— 以上 —